

沼産農第292-6号
令和6年10月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼津市長 賴重 秀一

市町村名 (市町村コード)	沼津市 (222038)
地域名 (地域内農業集落名)	愛鷹山麓茶園地域【浮島】 (荒久、石川、平沼、西井出、東井出、根古屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・茶価の低下、原材料費の高騰により、儲からない
- ・茶園の荒廃が進んでいる
- ・農地の条件が悪く(機械が入らず)、効率が上がらない
- ・鳥獣害被害がひどい
- ・担い手がいない(高齢化、後継者がいない)
- ・整備が行き届いていない

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・共同体の育成を進めていく
- ・法人経営の検討(個人から複数人数へ)
- ・機械産業化し、労働力の確保を図る(高齢化対策)
- ・茶市場の販路開拓を検討していく
- ・単価を左右されない体制づくりを進めていく
- ・茶以外の高収益作物の検討
- ・AOI-PARC、駿河湾沼津SA周辺の立地条件を活用を検討していく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	269 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	269 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大及び担い手への集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者及び担い手の意向を踏まえ、段階的に農地中間管理機構に貸し付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

生産効率向上を図るため、農業者の要望を踏まえつつ、関係機関と協議を行い、整備を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県や農業協同組合等と連携し、新たな担い手を受け入れるための相談窓口や研修体制などの構築を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。